

福岡教育大学教職員による

未払い賃金請求訴訟の公正な判決を求める署名

平成24年（ワ）第4214号

福岡地方裁判所 第5民事部合議C係 御中

日本の高等教育・研究・医療の発展に重要な役割を担う国立大学法人・大学共同利用機関・国立高等専門学校に勤務する教職員は、2004年4月の国立大学等の法人化以降、公務員ではなくなり、民間の労働法制の下におかれています。しかし、福岡教育大学は、国家公務員の臨時給与減額と同等の給与減額を行なうよう政府・文部科学省から「要請」を受けたことを理由に、2012年7月1日に就業規則を一方的に不利益変更し、平均7.8%にもものぼる極めて大幅な賃金引き下げを強行しました。



最高裁の判例は、賃金や退職金など労働者の重要な権利・労働条件について不利益をおよぼす就業規則の変更は「高度の必要性に基づいた合理的な内容のもの」でなければなりません（「みちのく銀行事件」最高裁2000年9月7日判決）。また、労働契約法第10条は、例外的に就業規則の不利益変更が認められる場合の要件を規定していますが福岡教育大学の賃金引き下げはその要件をまったく満たしていません。

第一に、賃金の引き下げ率が最大9.77%と大きく、教職員が受ける生活と教育研究の不利益は甚大です。第二に、運営費交付金が削減されたとしても国家公務員と同等の賃金引き下げを行わなければならない必要性は示されていません。第三に、代償措置は何ら講じられておらず、2013年1月1日には退職手当の大幅引き下げも強行しました。第四に、団体交渉においては具体的な資料の提示に基づく説明を拒み、賃金引き下げの必要性を何ら説明しようとしませんでした。

さらに福岡教育大学は、政府・文部科学省から「要請」を受けたことを賃金引き下げの理由としていますが、これは大学運営に対する政府の介入を認めてしまうものであり、国立大学法人に認められた自主性・自律性、憲法23条が保障する学問の自由、大学の自治を大学使用者が自ら放棄するという過ちを犯しています。

この裁判は、国立大学法人制度、独立行政法人制度における労使関係のあり方、さらには国立大学法人等の運営の自主性・自律性という日本の高等教育・研究・医療のあり方を問う重大な意義を有しています。同様の未払い賃金請求訴訟は、他に全国数ヶ所で行なわれており、全国的に大きな関心を集めています。

貴裁判所におかれましては、以上のことをふまえ、十分な審理のうえで公正な判決を下すことを要望します。

氏名	住所

取扱団体：全国大学高専教職員組合（全大教）

〒110-0015 東京都台東区東上野6丁目1番7号 MSKビル7階 Tel.03-3844-1671

国立高専教職員の

未払い賃金請求訴訟の公正な判決を求める署名

平成24年（ワ）第33498号

東京地方裁判所 民事第11部乙B係 御中

全国に51校ある国立高等専門学校は、実践的技術者の輩出を目的とした高等教育機関として、国内企業はもとより経済協力開発機構（OECD）などからも高い評価を得ており、今では他国でも日本の高専制度を参考にした教育機関の導入が始まり、その数は年々増加しています。こうした高専に対する高い評価は、教職員が技術教育のために学生と真剣に向き合い、高専を維持・発展させてきたからです。



国立高専は2004年4月に独立行政法人とされ、教職員は非公務員となり民間の労働法制の下におかれています。しかし、高専機構本部は、政府・文科省から国の給与臨時減額に対応した必要な措置をとるよう要請があり、今後、運営費交付金が削減される可能性があることを理由に、労使交渉を一方的に打ち切り、国家公務員よりも低い賃金水準にある教職員に対し、2012年7月に就業規則を一方的に不利益変更し、最大9.77%の賃下げを強行実施しました。

最高裁の判例は、賃金や退職金など労働者の重要な権利・労働条件について不利益をおよぼす就業規則の変更は「高度の必要性に基づいた合理的な内容のもの」でなければなりません（「みちのく銀行事件」最高裁2000年9月7日判決）。また、労働契約法第10条は、例外的に就業規則の不利益変更が認められる場合の要件を規定していますが、高専機構本部の賃金引き下げはその要件をまったく満たしていません。

高専機構本部は、学校現場の教職員を顧みることなく、政府や文部科学省の発言や通知を給与決定の判断基準とするばかりであり、運営費交付金が削減されたとしても、不要不急の事業を再検討することで賃金減額を回避する経営努力を放棄しています。この不利益変更による教職員の受ける影響は大きく、生活環境や教育研究活動の見直しを余儀なくされています。

貴裁判所におかれましては、国立高専を支える教職員に合理的な理由が説明されることなく、労働条件の一方的な不利益変更として大幅な賃下げが強行実施されたことを十分にご理解いただき、このような教育現場で行われた理不尽な行為に対して、公正な判決を下すことを強く要望します。

氏名	住所

※ 記入して頂いた個人情報は署名提出以外の目的には使いません

取組団体：全国大学高専教職員組合（全大教）

〒110-0015 東京都台東区東上野6丁目1番7号 MSKビル7階 Tel.03-3844-1671

高エネルギー加速器研究機構職員の

未払い賃金請求訴訟の公正な判決を求める署名

平成24年（ワ）第432号 未払賃金等請求事件

水戸地方裁判所 土浦支部 民事部 御中

国立大学・大学共同利用機関・国立高専は、日本の教育・研究・医療の発展に重要な役割を果たしています。その職員は、これらの機関が2004年4月に法人化された際に非公務員となり民間の労働法制下にあります。

しかし、高エネルギー加速器研究機構は、政府・文科省から国家公務員に対する臨時給与減額の動向に対応した必要な措置を取るよう要請があり、今後運営費交付金が削減される可能性があることを理由に、2012年6月に就業規則を一方向的に不利益変更し、国家公務員と同等の平均7.8%の極めて大幅な賃金引き下げを強行しました。



最高裁の判例は、「賃金や退職金など労働者にとって重要な権利や労働条件の改変の際には、高度の必要性に基づいた合理的な内容のもの」（みちのく銀行事件・最高裁平成12年9月7日判決）でなければならないとしています。労働契約法第10条は、例外的に不利益変更が認められるための要件を規定していますが、同機構による賃金引き下げは、その要件を全く満たしていません。

第一に、賃金の引き下げ率が最大9.77%と不利益の程度が非常に大きく、職員や家族の暮らしへの影響、また研究活動のアクティビティへの影響は甚大です。第二に、運営費交付金が削減されたとしても、機構の自主的な運営の努力により、賃下げ率を緩和できるにもかかわらず、国家公務員と同率の賃下げを行っています。第三に、賃下げに対応する代償措置がほとんどないばかりか、退職手当の大幅引き下げの実施も強行しました。第四に、労働組合との交渉が全くおざなりであり、使用者側に労働者との交渉で労働条件を作り上げていくという誠意が全く見られないという状況です。このことは、憲法第28条で保障された団体交渉権の実質性を著しく侵害している状況を示しています。

さらに、職員組合と機構との間で2012年3月27日に取り交わされた覚書（労働協約に当たる）で「機構は、『国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律』における国家公務員の給与の臨時特例に関する部分に関しては、機構において実施しないように最大限の努力をすること。特に、運営費交付金の減額がない場合は臨時特例に関する分の賃金引下げを行わないこと。」と約束しました。

しかし、機構は賃下げ回避の努力を行っていないのみならず、運営費交付金の減額の実施がまだ可能性の段階にあった2012年6月に賃下げを強行しました。

この裁判は、国立大学法人制度、独立行政法人制度における労使関係のあり方、国立大学法人等の運営の自主性を問う重大な社会的意義を有しています。また、国立大学等の未払賃金請求訴訟は、全国各地の国立大学等による訴訟として全国的な規模に広がりつつあります。さらにこの裁判は国際労働機関（ILO）の結社の自由委員会でも注目をされており、2013年3月の勧告では日本政府に対してこの裁判の結果を報告することを要請しています。

貴裁判所におかれましては、以上のことを踏まえ充分な審理の上で、厳正かつ公正な判決を下されることを強く要望致します。

氏名	住所

※ 記入して頂いた個人情報は署名提出以外の目的には使いません

取組団体：全国大学高専教職員組合（全大教）

〒110-0015 東京都台東区東上野 6 丁目 1 番 7 号 MSKビル 7 階 Tel.03-3844-1671